第

4868

号



1994年1月6日創刊 · 毎日発行

リーダァスクラブFAXニュース

(2013年)平成25年 12月 4日 水曜日

発行所

三輪厚二税理士事務所/顧問料不要の三輪会計事務所(編集・発行:税理士 三輪厚二) 大阪市中央区備後町 2-4-6 TEL: 06-6209-7191 WEB: http://www.zeirishi-miwa.co.jp

⇔ 平成25年1月~3月分の裁決事例を公表

Q:最近の裁決事例が公表されたそうですが、主にどんな内容のものがありましたか?

 $oldsymbol{A}$:次のものを含めて16事例が公表されました。

【解説】

さきごろ、国税不服審判所から、平成25年 1月から3月分の裁決事例が公表されました。 主なものには、次のようなものがあります。

①国税通則法関係(推計課税事件で重加算税 を賦課した事例)

納税者は、過少申告の原因は単なる計算誤りであり仮装隠ぺい行為はないと主張したが、日頃から収入の管理に努めており、自己の収入金額を正しく把握していたものと認められるのに、多額の収入を申告していなかったのは、意図的なものと認められ、重加算税を課すことは相当であるとしました。

②相続税関係(債務控除)

課税庁は、被相続人が負っていた請求人ら相続人らからの借入金債務はない旨主張するが、被相続人から相続人らに対して長年に渡り贈与などをして、相続税対策をしていたことがうかがえることから、逆効果になる相続人から被相続人へ贈与するとは考え難く、相続開始日において現に存在し、債務控除すべき債務に該当するとして、課税庁の主張を退けました。







